

20人第305号  
平成20年11月4日

名古屋市中区丸の内3-6-41 リブビル6階  
名古屋市民オンブズマン  
代表 倉橋 克実 様

愛知県知事 神田真秋

### 全庁調査に関する申し入れに対する回答について

平成20年10月23日付けの申し入れについて、下記のとおり回答します。

記

#### 1 知事自身を責任者とする調査を行うこと

不適正な経理処理の事実関係を早急に調査し、原因究明を行うため、西村副知事をトップとして「経理適正化推進チーム」を設置しましたが、これは、知事の指揮の下に、常に知事が報告を受け指示等を行うためのものであり、知事自身が責任をもって当たるものであります。

#### 2 国の補助事業のみならず、県費単独事業の支出をも対象とした全庁調査を行うこと

今回の会計検査院からの指摘につきましては、「預け金」などを中心とする需用費のあり方が県民の方々に疑念を与え、問題が多いと考えておりますので、まずは需用費について、国の補助事業のみならず、県費単独事業の支出をも対象とした調査を行います。

#### 3 本庁ならびに県警・外郭団体も対象とすること

本庁においては、出納事務局が納品のチェックを行うこととなっており、システム上からも、また会計検査院からも「預け金」などの指摘はありませんでしたので、当面は地方機関を中心とした調査を先行して行いますが、本庁の調査もしていくこととしております。

また、県警については、警察庁の監査を毎年、本部、警察署が受けているところであり、県警の自主性に委ねます。

さらに、外郭団体ですが、外郭団体は、あくまでも県から独立した団体であるため強制すべきものではありませんが、自主的に調査するよう要請します。

#### 4 文書が破棄されずに残っている限り、過去の支出に遡った調査をされたい

会計書類の保存年限が5年であることから、当面は保存年限である5年間を基準として調査します。

#### 5 第三者による調査委員が十分な調査をなしうるだけの権限と時間を与えること

経理適正化推進チームにより、不適正な経理処理に関する調査を進めているところですが、さらに客観的かつ公正な第三者の立場から検証をしていただくために、経理適正化外部委員会を設置しました。

経理適正化推進チームの調査結果については、適宜、外部委員会に報告し、検証等をしていただくこととしております。

#### 6 調査経過と結果の徹底的な公開を

調査結果については、報告書を作成し、公開してまいります。

担当 総務部人事担当局人事課監察・服務グループ  
電話 052-954-6032 (ダイヤルイン)